

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

一時金の支給がはじまりました

- 旧優生保護法による優生手術などを受けた方に「旧優生保護法一時金支給法」に基づく一時金(一律320万円)が支給されます。
- 大阪府では、一時金の請求やこれに関する相談等を受け付ける専用窓口を設けています。
- 請求手続きの方法等については、下記の大阪府専用窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

大阪府 旧優生保護法一時金受付・相談窓口

電話番号 06-6944-8196

ファックス番号 06-6910-6610

メールアドレス ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp

受付時間 9:00～12:15 13:00～18:00
(土日祝日、年末年始除く。)

所在地 大阪府中央区大手前2-1-22
(府庁本館6階地域保健課内)